



静岡労働局発表
平成28年9月5日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 寄田 茂
賃金指導官 片岡 裕也
(電話) 054 - 254 - 6315

平成28年度静岡県最低賃金の改正決定について (24円の引上げ、時間額807円)

- 1 静岡労働局長(野村 栄一)は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用される地域別最低賃金である「静岡県最低賃金」を、静岡地方最低賃金審議会の答申どおり改正決定し、平成28年9月5日付け官報に公示した。

平成28年度の静岡県最低賃金の改正決定状況は次のとおりである。

改正額 (時間額)	改正前金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率	効力発生年月日
807円	783円	24円	3.07%	平成28年10月5日

- 2 改正された静岡県最低賃金の発効日(効力発生日)は、本年10月5日(水)であり、同日以後、静岡県内で事業を営む又は静岡県内の事業場に労働者を派遣する使用者は、使用する労働者に対し、時間額807円以上の賃金を支払わなければならない。

なお、静岡県最低賃金の改正の推移は、別添の「静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移」のとおりである。

- 3 厚生労働省では、最低賃金引上げにより大きな影響を受ける中小企業・小規模事業者を支援するため、生産性向上のための設備投資を行い、事業場内の最低賃金を上げた場合に経費の一部を補助する「業務改善助成金」、有期契約労働者等のいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成する「キャリアアップ助成金」を設けており、8月24日に閣議決定された平成28年度第二次補正予算案に助成額等の拡充が盛り込まれることとなった。

お問い合わせ先

業務改善助成金：静岡労働局雇用環境・均等室(電話 054 - 254 - 6320)

静岡県最低賃金総合相談支援センター(電話：0800 - 200 - 5451)

キャリアアップ助成金：静岡労働局職業安定部職業対策課(電話 054 - 271 - 9970)

(別添) 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)改正の推移

				発効年月日
	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
平成18年度	682	5	0.74	H.18.10.1
平成19年度	697	15	2.20	H.19.10.26
平成20年度	711	14	2.01	H.20.10.26
平成21年度	713	2	0.28	H.21.10.26
平成22年度	725	12	1.68	H.22.10.14
平成23年度	728	3	0.41	H.23.10.14
平成24年度	735	7	0.96	H.24.10.12
平成25年度	749	14	1.90	H.25.10.12
平成26年度	765	16	2.14	H.26.10.5
平成27年度	783	18	2.35	H.27.10.3
平成28年度	807	24	3.07	H.28.10.5